

## 横浜市本牧海づり施設の指定管理者について

### 1 概 要

横浜市本牧海づり施設については、平成 17 年第 4 回市会定例会で指定管理者の議決を経て、平成 18 年 3 月 28 日に株式会社イオンテクノサービスと基本協定を締結いたしました。

その後、平成 18 年 9 月に株式会社ジャパンメンテナンスが、株式会社イオンテクノサービスを吸収合併し、合併にあたり一切の権利義務及び従業員を承継したイオンディライト株式会社に商号の変更をいたしました。

横浜市と指定管理者との基本協定では、権利又は義務を第三者に譲渡する場合には事前承諾を必要としています。今回、株式会社イオンテクノサービスから事前の相談はありましたが、港湾局においては関係文書を求めるなどの適正な指導を欠き、市会への議案提出を行っていませんでした。

### 2 経 過

|                  |  |
|------------------|--|
| 平成 18 年 3 月 28 日 | (株)イオンテクノサービスと基本協定締結(H23.3.31 までの 5 年間)              |
| 4 月 1 日          | 18 年度協定を(株)イオンテクノサービスと締結                             |
| 7 月 24 日         | (株)イオンテクノサービスから合併に伴う手続きの相談をうけたが、議決案件であることに気づかなかった    |
| 9 月 1 日          | (株)ジャパンメンテナンスが、(株)イオンテクノサービスを吸収合併し、商号をイオンディライト(株)に変更 |
| 平成 19 年 4 月 1 日  | 19 年度協定をイオンディライト(株)と締結                               |
| 8 月 23 日         | 局内部で指定管理者の議決を欠いていたことが判明                              |

### 3 本件の対応

- (1)権利義務が承継されているイオンディライト株式会社を本牧海づり施設の指定管理者に指定する議案を提出する予定です。
- (2)指定管理者の指定がされていない状態を早急に解消する必要があるため、平成 19 年 8 月 31 日から 9 月 28 日までの間、イオンディライト株式会社を指定管理者とする専決処分を行いました。このことについて、市会に報告する予定です。